

遊技機取扱主任者に関する規程等改正に伴うQ & A

Q1	いつの講習・試験から10条3項(試験免除)が適用されるのか？
A1	来年度(令和2年度)開催の講習・試験から実施します。
Q2	規程等変更に伴いどのようにシステムが変更されるのか？
A2	① 申請(受付)開始日を講習・試験実施日の2か月前からに変更します。来年4月に予定している講習・試験の申請開始は、来年2月3日正午を予定しています。 ② 申請方法を1申請1名申込とします。(企業・本部での複数まとめた申請はできません。) ③ 更新時講習・試験は、有効期間満了日の1年前から満了日までの間に実施される更新時講習・試験が申請可能となりました。 ④ 消費税引き上げに伴い、手数料を改定しました。今年度開催の講習・試験は、消費税8%のまま据え置きます。ホームページ等で確認の上、所定の手数料を振り込んでください。 ⑤ 手数料の振込時期を申請前振込から申請後振込に変更します。令和2年1月1日以降申請できる講習・試験及び記載事項変更、再交付手数料は後払いになりますので誤りのないようお願いします。 ⑥ 振込方法が複数選択(銀行振込み、クレジットカード払い、コンビニ払い、ペイジー払い)できるよう改正しました。 ⑦ 来年から当協会の口座番号(令和元年12月26日正午で閉鎖)が変更となります。詳細は、ホームページ等で案内します。
Q3	更新何回連続で合格すれば試験免除の対象となるのか？
A3	連続して6回更新時試験に合格し、7回目以降の更新を迎えた方は、10条3項の特例が適用され試験免除となります。ただし、指定した講習は受講しなければなりません。また、その間に違反歴がない者に限ります。
Q4	10条3項の特例を希望する者は、他に優遇措置はないのか？
A4	試験免除の他、講習の一部を免除し、受講終了後に会場で取扱主任者証(要領別記様式第2号の2)を交付する予定です。
Q5	有効期間が残っている期間内に新規で取り直したがトータルの年数で更新7回目と同等になる場合は、試験免除になるのか？
A5	有効期間内に新たに新規で取得した場合は、新たに取得した日から連続7回目の更新を迎えなければ10条3項の特例は適用できません。
Q6	継続中に違反があり、取消し処分を受けた、または、効力の停止期間がある者は試験免除の対象となるのか？
A6	違反を犯し取消し処分を受けた者は、5年間受講・受験の申請ができません。その後、新規試験を受講・受験し、資格再取得後から連続して7回目の更新を迎える者は、10条3項の対象となります。また、効力停止の処分を受けた者は、処分を受けた有効期間満了後の次の更新から連続して7回目の更新を迎える者は、10条3項の適用対象となります。
Q7	すでに7回以上更新しているが、主任者証をゴールド(要領別記様式第2号の2)に変更したいが可能か？
A7	可能です。システム改修後、ホームページ上のウェブ申請(整備中)から再交付申請を行ってください。令和2年1月20日正午から受付開始予定。
Q8	いつから試験免除となるのか？分かりやすい資料はないのか？
A8	令和2年度に10条3項を適用できる対象者は、主任者番号頭2桁が「96」「99」と「94」「97」「00」の方が対象となります。ただし、「96」「99」の方は、令和2年度開催のどの更新時講習・試験日程でも有効期間満了の日の1年前からの日程となりますので10条3項が適用されますが、「94」「97」「00」の方は、有効期間満了の日の1年前から当該期間が満了する日までの間に実施される更新時講習・試験申請時から適用されます。例えば、2021年10月20日に有効期間が満了の方は、2020年10月20日から2021年10月20日の間に実施される更新時講習・試験を10条3項の特例で申請ができます。詳しくは、別紙3「試験免除早見表」を参照してください。